

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、認定こども園の職員による子どもへの虐待を禁止する規定等を設けるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 職員による子どもへの虐待を禁止

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確に規定するもの。

(2) 職員の配置に当たっての特例

看護師等の配置の特例について規定するもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日